

令和元年 9 月 定例教育委員会議事録

(白石町教育委員会会議規則第 16 条及び第 17 条の規定により作成)

- 1 日 時 令和元年 9 月 26 日 (木) 午前 9 時 30 分
役場 3 階 大会議室
- 2 出席委員 北村教育長 稲佐委員 下田委員 松尾委員 堤 委員
- 3 事務局職員 吉岡学校教育課長 川崎生涯学習課長 宮崎主任指導主事
吉村学校教育課課長補佐 渡部生涯学習課課長補佐
梅木指導主事 川畑庶務係長 丸田学校教育係長
永尾学校給食係長 大川内主任 石隈主任
- 4 前回議事録の承認
8 月定例教育委員会の会議録 【原案どおり承認】
- 5 教育長の報告 別紙資料のとおり
- 6 会議に付した議案
付議第 28 号 白石町教育功労者について
付議第 29 号 準要保護の認定について
※会議次第付議番号錯誤により番号訂正
付議第 28 号
付議第 29 号
- 7 動議の提出者 なし
- 8 議事の概要 別紙資料のとおり
- 9 議決事項 付議第 28 号から付議第 29 号すべて議決
- 10 その他
 - ・事務局からの報告
 - ・傍聴者 17 名

1 開 会 9:30

吉岡課長

2 前回議事録の承認 9:30

8月定例教育委員会の会議録を資料により説明

委員全員承認

3 教育長の報告 9:31

前회가8月6日の開催でしたので、久しぶりの会となりました。今日は、もう9月26日、秋のお彼岸の明けの日かと思えます。畔際に彼岸花も咲き始めて、やっと秋めいてまいりました。今年の夏は、8月の豪雨、それから台風等非常に厳しいもので、お隣の大町、武雄などはまだまだ被災等で苦勞しておられる方がいらっしゃいます。1日も早い復旧を願うところです。2学期が始まりまして1月ほど、今ちょうど小中学校も修学旅行のシーズンで、今日は福富小学校が修学旅行、それから有明の3小学校は、黒髪少年自然の家に体験に行っております。夏休み明けの個々の子どもたちの対応についても、細やかに丁寧にしていただいて、順調に推移していると思っているところです。今日は、ちょっと時間がかかるかもわかりませんが、よろしく願いいたします。

(前回以降の主な動向)

8/7 町内初任者研修会

町内初任者研修を実施いたしました。本年度、小学校のみですけど5名の初任者を採用しているわけですけど、1名だけ別日程でしたが、精神衛生いわゆる心の持ちよう、心の持ちようによって、どうにでもというか、見方、考え方で180度も変わりますよということで、いわゆるマインドフルネスのようなものを中心にお話ししたところです。

8/16 しろいし夏まつり

主催者発表、産業創生課ですけど1万3千人ということらしく、年々盛況になっているようです。天気も良く花火も非常に鮮やかでした。

9/4 レンコン収穫体験

本年度のレンコン収穫体験で、須古小学校の4年生と有明南小学校の6年生が泥にまみれて頑張ってくれました。

9/7 白石町文化講演会

白石町文化講演会ですけど、早稲田大学の名誉教授、後藤乾一先生をお呼びして、須古鍋島家茂真公の6男、鍋島喜八郎氏、この方が東京都の小笠原諸島の開発に携わっておられます。砂糖それから綿花、このことについて詳しいお話をいたされました。私も知らないことが沢山あって、勉強に

なるところです。

9/14 第4回おおどぼう倶楽部「特定外来種を学ぼう」

子どもたちのおおどぼう倶楽部ですけど、今回生活環境課とタイアップして、縫ノ池で特定外来種を学ぼうということで、生態系等の勉強をしてくれました。中心は、ウシガエルのオタマジャクシを捕まえるということで、入り込んで網等で頑張っておりました。ネイチャー佐賀、自然保護、環境保全の団体ですけど、増田先生、田崎先生の兩名の先生に来ていただいて、少し学術的な話もしていただいたところです。縫ノ池保存会の方達の赤坂会長をはじめ、水槽にいっぱい特に魚類を展示していただいて、協力していただきました。縫ノ池には、あそこだけにしかない淡水の魚が沢山いるようで、なかなか私も興味深い感想を持ちました。

9/20 国体選手推戴式

国体の選手推戴式がありました。今年度ボクシングで白石高校、福富出身の久原君、それから自転車で龍谷に行っている福吉の樋渡君、それから、有明坂田からの国士舘大の岡君、それからフライングディスク、大渡の松永さん、この4名が出ていただきますのでその推戴式がありました。

9/23 佐賀県伝統芸能祭

先般月曜日の祝日ですが、県の伝統文化祭が2回目ですけどありまして、白石町からは福富東区の子ども浮立が代表で出てくれました。文化会館の大ホールで、少し緊張も見られましたけどいい経験をしてくれたのではないかなと思っているところです。

(9月定例議会の一般質問について)

9月議会定例会の一般質問の概要の報告をさせていただきます。資料を御参照ください。今回一般質問で6名の議員さんから質問をいただきました。質問の内容については、紙面を御参照ください。復唱は避けさせていただきます。それぞれについて、回答の概要を示しておりますが、その中で2点ほど。内野議員さんから須古城の国指定のことについて質問を受けました。このことについては、ずっと以前からも同様の質問を受けていたわけですけど、なかなか一朝一夕にまいるものではなくて、県とも色々相談、指導を受けながら進めていたわけですけど、今回、一応国指定に向けて動き出すということで、まず体制づくりからということで答弁をさせていただいております。もちろん、調査、報告書をまとめて、それを出して、それを国で審議されたうえでのことですので、必ず国指定になるとは限りませんが、いずれにしても調査をしてみなければ判りませんので、今後、10年くらいのスパンが必要になるかと思っておりますけど、とにかく町としても一歩踏み出すというところで回答させていただいております。それから、2番目です。中村議員さんの方から、成績2期制のことでご

質問を受けました。今回、通知表のこれまで年3回発行を2回にいたしました。既に教育委員会でもお諮りしたところですが、これは校長裁量で教育委員会が云々することではありませんが、このことでちょっと議員にお知らせできていなかったということで、御批判を受けましてお詫びをしたところです。校長裁量ですが、町内全小中学校の一斉の転換でしたので、ちょっと配慮を欠いたなということで、私も反省をしているところです。後の分については、紙面を参照してください。

(杵島藤津地区教育長会《9/11》より)

(1) 国内の小中学校等に留学を希望する外国人児童生徒に係る対応について

資料1 ページから3 ページ目です。「出入国管理及び難民認定法の改正」ちょっと、なかなか馴染みのないところですが、これで、留学の在留資格というか、これまでは、だいたい留学というと大学、短大がメインでしたが、これに小中、義務教育学校、特別支援学校の小学部中学部、それから中等学校の前期が追加になっております。したがって、場合によっては本町も「小学校に留学をさせていただきますか。」という申請も今後、無いことはないわけで、そのことの留意事項を色々述べてあります。特に「在留資格認定証明書交付申請書」というのが、その作成依頼がなされた場合については、特に色々留意をしてくださいということで、ちょっと細かい留意事項等が示してありますが、詳細については、割愛させていただきますので後もってご覧になってください。

(2) 令和元年度「ICT利活用教育推進事業」に係る教育情報化推進リーダー研修

資料4 ページです。今年度のICT利活用教育推進事業で、その中の教育情報化推進リーダー研修、この中で、資料4 ページの表に示しているような形で事業研究会がなされるわけですが。本町では、12月12日、白石小学校の喜多千鶴先生が外国語活動の公開事業で頑張ってください予定です。私も参観させていただきますので、もし委員さん方も都合付かれましては御参加いただければと思っていますところです。

(3) 令和2年度佐賀県立中学校入学者選抜実施要項説明会（小学校担当者向け説明会）について

資料5 ページから7 ページです。県立中学校の入学者選抜の実施要項についてです。実は、本日午後からこの説明会がありまして、本町から梅木指導主事が参加する予定ですが、3 ページに渡っておこしてあります。内容の変更は特にございません。文言、標記の変更があっただけで、内容が特に変わっているということはありませんので、参考までにご覧ください。ちなみに本町が良く関わっているところが武雄青陵中学校です。学校説明会が、

10月12日、それから、佐賀の致遠館中学校が、10月5日いずれも土曜日という風になっております。

- (4) 令和2年度佐賀県立高等学校入学者選抜実施要項についてお知らせします
資料8ページから10ページまで、県立高校の入学者選抜の実施要項のプレスリリースされたものを添付しております。説明会は、9月30日嬉野の中央公民館で午後から実施されます。これは、当初発表があった以前の当会でも一度お示ししたところですが、特別選抜が2月6日、その合格発表が2月13日。一般選抜が、3月4日、5日です。インフルエンザ等で受験できなかった人の追加選抜が3月10日。合格発表が3月12日。そして、もしあればですけど2次募集が3月18日というようなことで、色々詳細が書いてありますが、内容の復唱は省略いたします。ただ、資料10ページで、今回様式等の変更で、入学願書について今年から性別の欄が削除されるということになります。ですから、男女を分ける必要はないということです。

- (5) 交通事故発生（加害等）状況調べ

続いて、資料11ページです。教職員の事故の発生状況です。8月は、小中合わせて10件、県全体です。この内の杵西藤津管内は1件だけでした。昨年が、杵西藤津が5件でしたので数的には随分減っておりますけど、まだ特に学校帰りの買い物をされるお店の駐車場での不注意な追突というのが、相変わらず多いようです。校長先生も色々、正に知識ではわかっていることですが、意識の問題ですのでこれをいかに喚起するかということで、色々工夫をして指導をしていただいているところです。

- (6) 令和2年度佐賀県公立学校統括事務長・事務長昇任候補者選考審査実施要項
資料12ページ、13ページです。統括事務長、事務長、事務主任の選考審査について、出されましたのでお知らせしておきます。これも中身については、後ほどご覧ください。白石町を統括されているのは、塩田中学校にいらっしゃいますけども統括事務長については、年度末現在で53歳以上、事務長経験が2年以上というようなことです。それから、事務長は現事務主任あるいは事務主幹で、広域人事ということで、県内の2地域3地区以上の経験者ということです。それから、事務主任につきましては、年度末で35歳以上です。事務主幹で係長級、それから主査2年以上の資格が問われているようです。

- (7) 令和元年度末定年退職者名簿

資料14ページ、15ページです。本年度の退職者名簿です。定年退職者、本年度小学校115名、中学校が65名です。昨年度が小学校が145名でしたので、マイナス30名、中学校が81名でしたのでマイナス16名というような事になっております。資料16ページは、職種ごと、それから地域

ごとにそれを整理したものです。これをご参照ください。

(8) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正について

資料18ページから19ページです。成年被後見人、被保佐人、なかなかこれも馴染みがないことですが、いわゆる禁治産者です。あるいは、準禁治産者、そういった名称で呼んでいた方のことです。この方達の人権が尊重されて、成年の被後見人であることを理由に不当に差別がなされないように今回、地方公務員法の一部が改正されて、いわゆる欠格事項、その他権利の制限に係る色々な措置の適正化が図られております。成年被後見人とは何かということで、これも参考のために20ページに資料を添付しておりますので、後もってご覧ください。精神上的障害により自分の財産等の管理ができない方です。出来ない方については、家庭裁判所によって後見開始という審判がくだって、後見人の措置がなされます。これまでの言葉で言いますと禁治産者です。もう一つの被保佐人というのが、準禁治産者にあたります。これが、ノーマライゼーション等の理念等でこれまでも随分軽減されてきましたが、それでも例えば、公務員、医師、公認会計士等々の職については、ダメですよという制限がありました。こういう職は、なったらダメですよという制限がありました。これについては状況に応じてということで、そのことが資料18ページに詳しく出てありますが、状況に応じてということで緩和されております。具体的には、19ページに資料を付けてありますが、採用の先生方からもいただく誓約書。誓約書の中の1番に「成年被後見人又は被保佐人」でないことを宣誓しますという宣誓ですが、この項目が削除されるということになります。この項目が削除されますので、番号一つずつずれて上に上がるということになります。これが新年度から実施になります。

(9) 新聞記事から（教員の勤務時間、算出法統一）

教員の勤務時間は世界最長ですよ。ブラック学校ということで、報道が随分踊っておりますけど、この勤務時間の適正化をどうするかということで、その勤務時間の算出の仕方、在校等時間という表現でしますけど、これをどうするかということです。これまで、各市町でまちまちだったのを県で統一しようというのが、県の教育長との意見交換会の中で合意がなされました。今、その案が進行中です。お知らせしときます。

(10) いじめ調査記録の保存について

資料22ページ、23ページについては、いじめ調査記録の保存についてということです。実は、今も詳細には言えませんが、今も佐賀県では訴訟問題が動いていることで、これは県立高校ですけど、5年以上経ってから「私が今この状況にあるのは、在学中にいじめがあったからだ。」という訴えです。

そういうことが発生しているということです。5年以上のことですので、色々な資料が散失しているという状況が発生している。これが全国的にもかなりの数あるということで、いじめに関する資料を確実に保存しておいてくださいという通知です。特にいじめのアンケート調査の様式等、いわゆる第1次資料こういうものについては、少なくとも卒業までは確実に。それからアンケートの結果であったり、調査の記録、こういった第2次資料については、少なくとも5年間は保存をしておいてください。この5年というのは、学習指導要録の指導記録の保存年数です。指導要録の、学籍の記録は20年ですが、指導の記録と併せて5年間は保存をしておいてくださいということで通知がなされておりますので、これも校長会等でも再度念を押しておきたいと思えます。

(11) 講師未配置状況一覧

資料24ページです。少し気分が落ち込む資料ですが、講師の未配置状況一覧というのが、これは杵西、藤津管内です。白石町はおかげさまで現時点で、病、産休補助等の先生方は、ギリギリに欠員等を出さずに埋めることができておりますが、ご覧のように杵西藤津管内では小学校で3名、中学校では11名まだ埋まっておりません。特に中学校の英語の教科が非常に厳しいです。特に西の端の伊万里地区では、ものすごく苦勞をなされております。これが杵西藤津地区ですが、県全体では小学校が9名、中学校が18名です。数年前から福岡県はこういう状況が発生して、佐賀県もこうならないようにということで、色々教育長会でも発していましたが、なかなかやはり厳しい状況です。ですから、そういった意味でも人材の確保と併せて、目先だけではなくて、やはり学校現場が子どもを育てるという魅力ある職場であるということアピールできるような職場にしていかななくてはなりませんし、働き方改革も目先のどうのこうのではなくて、やはり魅力ある職場になすということも大きな目標があります。そういう意味で、やはり先生達も色々工夫をしていただく必要があるところです。教育委員の皆様、あるいは、今日たくさん傍聴に来ていただいておりますけど、傍聴の皆様方ももし人材等に心当たりがあられたらご一報いただければと念じているところです。お知らせしておきます。

(その他)

・教育的指導と生徒の留め置き

生徒指導関係でいくつか準備させていただいて、これは今度の校長会でもまた念を押しておきたいところです。別添資料3の1ページ目です。指導後の自殺というのが発生して時々報道にも載ってます。指導をされた後の自殺です。これは絶対あってはならないことですが、問題行動を起こしてその

正確な答えをしなかったために8時間連続して事情聴取をしたという事例です。その8時間の長さが妥当かどうかの問題ですが、一応裁判等ではそれが全く否であるとは言われてませんが、結局キチツとした理由を正さなければ個別の指導はそれ以上進めませんので必要ですけど、やはり指導後の自殺という事態をもやはりしっかり考慮した対応というのが今後必要になってくるということです。資料にいくつかの事例が載ってますけど、指導受けた後に自殺が発生するという事態がっておりますので、こういうのもやはり留意しておかなければならないということです。

- ・ 体罰と刑事責任の追及

資料2ページが体罰です。最近あまり聞かなくなりましたがこの体罰について、益々厳罰化の方向に向かっているということです。「愛の鞭」というような考え方はもう過去のものということです。これまで体罰事件については、暴行罪、傷害罪等で起訴になることがほとんどでしたけど、今後はそれよりも重い「暴力行為等処罰に関する法律」なかなか馴染みがありませんが、「暴力行為法」というのがもうすでに適用された事例が出ております。これは懲戒刑です。懲戒刑で罰金がありません。ということは、有罪になれば教員免許はく奪という事態になります。罰金刑ではありません。有罪になれば教員免許はく奪というようなところで、非常に厳罰化の方向に向いているということでこれも十分留意をしていただきたいと思います。

- ・ 自己有用感

最後に資料3ページですが、自己有用感というのを起こしてます。もう委員の皆さんには釈迦に説法だと思いますが、「自分もちゃんと人の役に立てている。」という思いです。人の役に立てているこのことが自己肯定感、自分を愛おしく思うこと、自分を大切に思うことの心の1番です。やはり「人の役に立てている。」という。そのことで、今コミュニティ・スクールでも「お手伝い」とか「家庭でのあいさつ」とか共通努力目標で掲げているのは実はここなんです。キーワードは、「ありがとう。」です、キーワード魔法の言葉は。しかし、ご承知のように白石町でも4割近くの子どもたちが、お手伝いが出来てない。何でもいいんですけど、そこに「ありがとう。助かったよ。」という言葉が飛び交えば、この自己有用感が高まって本当に自己肯定感、簡単に言えば子どもたちの自信、勇気というのがうんと高まりますが、なかなか難しいです。特に以前お示したように「お手伝い」については、前年より悪くなってます。ですから、労働力ではなくて履物を揃えとか祖父母のお世話をちょっとするとか仏様の供物をさげるとかそんな簡単なことでもいいんですけど、やはり家族の一員として社会の最小単位の中で、自分の役目というのをちゃんと果たしていく中で、自己の有用感というのをしっかり持って

もらいたい。もちろん学校でも色々な課外活動等をやって、これを高めようと努力をされてますけど、やはり学校、地域、家庭が連携協力をしてこういうものをもっと高めていかななくてはならないなということで、校長会等でも再確認をさせていただきます。「褒めること」と「認めること」の違いというものもありますけど、「褒めて育てなさい。」というのが非常にポピュラーになっておりますが、子どもたちは本当に褒めてもらえているのか、テクニックなのかとちゃんと見抜いていますから、ですから褒められる必要のないところで褒められると逆に勘繰りますから、馬鹿にされたように子どもたちは思いますから、やはりテクニックでやってはダメです。ですから本当にしっかり見て承認してあげないと特に中学生あたりは、口先だけで言っているというのはすぐ感じますので、そういったところもしっかり確認したいなあと思っているところです。まだ実態としては、学校では9割8分挨拶しておりますけど、家庭では2割以上挨拶が出来ておりません。あいさつは、学校だけでやるものではないと思いますが、まず朝起きて祖父母、父母、兄弟に「おはよう」と言わないといけないと思いますが、それが早く出来るようになりましてという声が届くことを念じております。そうすると兄弟ももっといろいろなところでプラスの波及効果が出てくるのではないかと思います。「お手伝い」然りです。そういうことで、校長会でも確認をさせていただきます。以上、私の報告を終わらせていただきます。

4 付議事項の協議 10:06～

北村教育長：それでは、本日付議事項を2つ用意されてますけど、2番目の第29号「準要保護の認定について」この認定については、これは秘密会議になりますので後の方に回させていただきたいと思えます。その他等終わってからということでよろしくお願ひしたいと思えます。

付議第28号

白石町教育功労者について

北村教育長：それでは、まず初めに付議の第28号白石町教育功労者について、事務局の方からお願いします。

川畑係長：資料に沿って説明。(1件)

スポーツ推進委員として在任期間昭和63年4月1日から平成31年3月31日までであり在任31年。白石町教育功労表彰規程第4条第7号「スポーツ推進委員として在任20年以上の者」に該当する旨説明。

北村教育長：教育功労者の候補者としてスポーツ推進員の溝口氏ですけどスポーツ推進員として31年間御尽力いただいております。委員の皆さん方いかがでしょうか。

委員全員承認（付議第28号）

5 その他 10:06～

(1) 8月豪雨に伴う被害状況について

吉岡課長：ここで、まず学校教育課、生涯学習課の方から豪雨について御報告させていただきます。その後、台風17号に伴う被害の件、それからもう一つ福富中学校の漏水の件でご報告をさせていただきます。

宮崎主任指導主事：資料に沿って説明。

児童生徒、教職員についても学校に問い合わせた。基本的に床下浸水又は床上浸水ということで、児童生徒には聞いている。ただ、小学校1年生からいるため、実際に床上浸水と言っていたものが調べてみたら違っていたということもあったため、資料は概数ということで見ていただきたい。床上浸水6軒だが白石町内ではなく武雄市とかで区域外就学とか両親だけ他のところという方も含まれている。床下浸水35軒、学用品の損失があったものも武雄市に住居があるお子さんであった。教職員については、白石町以外で佐賀市とか北方等におられる方については、車が水没されたり床上浸水されたりあっている。学校施設については、須古小学校が校地への土砂流入ということとなっている。児童生徒、職員の人的被害がなかった点ではよかったと思うが、浸水したところもあったため御報告させていただきます。

渡部課長補佐：資料に沿って説明。

先程学校教育課からも報告があった通り、須古城跡の東山麓部分が崩落した。その土砂が、須古小学校の遊具周辺にも流れ出た。この件について、安全も考慮して遊具付近への立ち入りを禁止して、生涯学習課で崩落個所の法面にはブルーシートを張り上部の遊歩道にはロープを張り立入禁止にしている。遊具周辺に流れ出た土砂については、昨日撤去が完了しており、法面の復旧については教育長がお話しした通り国指定に向けて進めているところのため、県の文化課の方に相談してどういう方法が良いか協議していきたい。それと、三十一文字コンテストの受賞者の掲示板の上部土砂が大きく流出して設置箇所を直撃し、現在9基設置しているがその内の3基が破損

する被害が出ている。この復旧については、掲示板だけの復旧は出来ないため、土砂の崩れたところの補修等必要なためしばらく時間がかかる。台風被害については、幸い社会教育施設、社会体育施設について被害は無く多少樹木の枝折れ等があった。

吉岡課長：資料に沿って説明。(台風17号被害)

北明小学校でプールのフェンスが西側だが20mほど根元から折れプール下に落下。南小学校で門扉のゲートが転倒していたがそれは、人力で起こすことができた。しかし、桜の木の枝が折れフェンスの方に被さってフェンスを押し倒した状態で、人1人では動かせない状態。ここについては、用務員により朽ちている桜の木は大分伐採をしていたが、それ以上に倒木している状態である。

丸田係長：資料に沿って説明。(福富中学校プール漏水)

災害とは関係ないが説明。プール所有の学校は、校舎とは別にプール単独での水道管を引いている。水道メーターを越え、プール敷地に入る手前の方で漏水が発生した。9月11日西佐賀水道の職員が中学校に来校され漏水が発覚。職員が漏水について確認し、バルブについて土中を掘り起こし閉栓。西佐賀水道より中学校に連絡があり、検針については2か月に1回行っているが、7月の検針から9月の検針時まで2か月間で約1万2千トンの水道を使用しており、例年のプールの使用料の20倍以上になるとの連絡を受けた。学校教育課、中学校、西佐賀水道と今後の対応について協議をし、料金について今回の漏水に関しては、企業団の減免規定がありそれを適用しても約45万円になるとの事であった。漏水原因の調査の結果、樹木の根が押し水道管を破損していた。漏水した水は、地盤沈下しているプールの下に入って行き、その後水路小段より水路に流れ出た。今回、発見が遅れた原因は、漏水した水が直接水路に流れ出たり、吹き出したりしなかったこと、8月は雨の日が多く水路の水位が小段上まで上昇している日が多かったため水路への流入に気付かなかったため。水道管も塩ビ管であり土被りも30cm程と浅かったこと、そのそばには植樹されており年月の経過とともに樹木の根が伸び水道管の直管同士を繋いでいるソケット部が破損したものと考えている。周辺への被害は無いかということで学校より耕作者の方へ確認してもらったところ農作物への影響は無かった。この漏水に伴う45万円については、学校教育課の予算内で対応したいと考えている。この件については、議会の方にも漏水の経緯と予算の対応についても説明を行っている。

北村教育長：併せて確認ですが、福富中学校のプールは、老朽化が激しいため
に使用停止として、プールは小学校と共有するようしております。

堤 委員：8月豪雨で、私が把握している範囲では1人自宅が住めない状態と
いうか、安全のため引っ越しされたりされてますが、町内全体で職
員さんも含めて、児童生徒、職員さんでそういう状況の方は何名く
らいいらっしゃいますか。

宮崎主任指導主事：職員につきましては、車が水没されているところとか、昨
日判明しましたが、アパートの2階に住まれていて1階までが浸水。
ただ、1階が浸水していたために住めなくなり引っ越しをされたと
ころがあるということで、そこはお休みをされている先生、お休み
中の先生で報告がはっきりしなかったということです。あとは、職
員がボランティアで、浸水したところは片付け、手伝いというのは
ありました。大きくものすごく被害があったということは聞いてい
ませんが、床上浸水だと畳とか外に出さなくてはいけない物がある
ということで、そういう報告は受けております。

堤 委員：引っ越しとか、今現在もどこか別のところに避難している方とい
うのは、そのお一方ですか。

宮崎主任指導主事：避難という形ではなく引っ越し。

堤 委員：引っ越しですよ。

宮崎主任指導主事：そのアパート自体が。

堤 委員：福富の漏水の漏水個所というのは敷地内ですか。

吉岡課長：敷地内です。

堤 委員：そうすると、例えばこれは後から植樹されていますか。

丸田係長：おそらく、水道管理設が先で木が後です。

堤 委員：そうすると、同じ問題で他の小学校とかでも記念植樹みたいなもの
があちこちによく敷地内にされますが、ああいうのは地下埋設物を
把握されているのかどうかというのが、多分植える時は小さな苗木
でしょうけど。その辺はちょっと地下埋設物を把握したうえでして
いかないと、多分同じようなことがあるかと、起こるか。

丸田係長：そこは心配しているところですけど、植樹をされたのは水路敷きで
すので、学校の職員とか学校での記念樹ではないかと思えます。こ
こに、近くに水道管が通っているというのは多分分らずに植えた
と思えますが、多分水路を管理している方とか地元の方で植えたの
ではないかと推測はされます。先ほど説明したように、まさか水道管
が鋼管ではなくて塩ビ管だったということも驚いたところです。

稲佐委員：今のに関連してよろしいでしょうか。私の所も山でございまして、

今回杉の木が1本折れましたけど、やはり建物の近くに大きな木を植えるとどうしてもこういう風水害が、こういうスパンで出てくると大きな木は植えられないなと思います。それで、ツツジとか何とかだったら背丈が低いからいいわけですけど、例えば南小学校の桜の木だってそうでしょうし、ですから、やはり今後は学校なんか建てる場合は、近隣には背丈の低い木を植えて大きな木は上無い方が一番賢明かなと思いました。私の所もずーっと思い切って切ってもらいました。

下田委員：8月の豪雨の被害が、こうやって数字をあげていただいて改めてたくさんの方に被害があったのだと確認させていただいたのですが、この中で車の水没とか床上浸水とか大変だっただろうなと想像できますが、こういう方について教育委員会関係で何か生活の再建にお手伝いできるお見舞いなどのそういった仕組みというのはありますか。

川畑係長：児童生徒につきましては、その災害関係で教科書や学用品についての補助と言いますかそういったところはございます。

吉岡課長：教育委員会として、その家庭生活に対しての補助という形の補助はありません。文房具…

下田委員：先生方。

宮崎主任指導主事：教員につきましては、それぞれの家で保険に加入されたりとか互助会関係での保証はあるとは思いますが、学校教育課として先生方にというのはありません。

松尾委員：まずもって、この資料をメールでもって送っていただいてありがとうございました。状況がすぐ把握できたのでとても良かったと思いますので、他の件でもこういった形で送っていただいたら非常にありがたいなと思っております。このプールの件ですけど、プールは年のうち数か月しか使いませんよね夏場に、バルブを閉めるということはないのですか。もし、閉めると何か弊害があるとか。

吉岡課長：実はですね、福富が西佐賀水道ですが、あとは白石水道なんですけど、白石水道の方は、こういう使わないとなった場合には水道課の方が閉めるということですが、西佐賀さんは自分で閉めてくださいというような以前、文章でやられてたというのが一つあります。それともう一つは、バルブを間違えて閉めてた状態です。というのが、水道のバルブが土の中に埋まってしまっていて、それが通常分ってなかった。もう一カ所似たようなところがあったのですがそれが別のバルブでした。そっちの方を閉めていた状態で、西佐賀水道が来て

掘ってみてバルブが出てきたという状態です。

松尾委員：それでは、福富小学校は。

吉岡課長：それは、もちろん見えてて。

松尾委員：バルブは閉めていた。

吉岡課長：はい。

丸田係長：操作していると思います。教員が閉めていると思います。

北村教育長：使っていない時は閉めています。

下田委員：このメーター検針は、2か月に1回とお聞きしましたが、学校全体のメーター検針を2か月に1回検針されておりますか。

吉岡課長：学校全体はそうです。

丸田係長：西佐賀水道は、福富地区がエリアですけど個人宅も含めて2か月に1回全世帯検針されております。

下田委員：私達は、1か月に1回だったようでしたので1か月に1回すれば、被害も半分で済んだという報告と今後またそういうことがあったら1か月がいいのかなあとと思いますが、それは仕組みなので仕方ないことですね。

松尾委員：福富地域はそうです。

下田委員：そうなんですね。

(委員全員承諾)

(2) 全国学力・学習状況調査結果の概要について

梅木指導主事：資料に沿って説明。

小学校6年生と中学校3年生の結果について、6年生の国語通過率64%で全国、県平均と同等の結果となっております。領域別で見ると書くことと読むことが、全国、県平均を下回っているので一つの課題と考えることができる。6年生の算数通過率65%で全国、県平均よりわずかではあるが下回っているということになる。領域別で見ると全ての領域で下回っているので、算数については課題が多くみられるということができると思う。中学校3年生の国語、通過率は72%で全国平均をわずかに下回るという形。領域別にみると書くことに関しては、全国平均を大きく上回る成果が見られる。数学の通過率は59%でこれも全国平均をわずかに下回っているが、領域別に見た時に関数の領域が大きく全国平均を下回っている。英語の通過率は51%で県平均と同等だが全国平均と比べると5ポイント程度下回っている。その中でも書くことの領域においては、10ポイント近く全国平均を下回っており本町の課題と捉えること

ができる。資料34ページ以降は、それぞれの教科における設問別の結果をグラフにまとめたものであり、特に5ポイント以上全国平均との差異がある設問については、この結果になった誤答分析が必要になると思う。校長会等でもデータを示しながら今後の授業改善の方向付けを進めるための材料としていただきたいと考えている。資料の白石町のラインがマイナス5以下のものについては、要検討という風に捉えて頂いたらと思う。

稲佐委員：英語科がちょっと下回っているわけですが、通過率等々も低いし、問題を見ていませんから分かりませんが、いわゆる小学校から英語が導入されて、もう数年経つわけですが遊び英語と言いましょうか、そういった感じで小学校はやっていたと思います。今度から正式に英語が5、6年生対象に入ってくるわけですけど、その辺の絡みで英語嫌いが出てきているのではなかろうかと思ったり、そういう懸念がありますがどんなでしょうか。

梅木指導主事：具体的なアンケート等を実施していませんのでわかりませんが、この領域別で見た時に話すことについての結果もありますが、そこについては極端にはないです差異が。やはり書くことという部分に中学校3年生においては課題が見られています。小学校のこれまでの外国語活動については、基本的にコミュニケーションを中心にきていますので、書くこととは直接的なつながりはないのですが、今後その検討というのは少し出てくるかなと思っています。来年度からの分についても、5、6年生については書くことが入ってきますので、どのような形で影響が出てくるのかということは少し課題にもなりますが、これまでの分で言うと話すこと中心のコミュニケーションから中学校英語に変わった時のギャップということは、少なからず感じていることはあるだろうという風に捉えています。

稲佐委員：確かに小学校の場合、やはり英会話中心になりますから、ですから話せて応答出来たらオッケーですけど、書かせて実際にスペリングをキチッと覚えてないと書けないし、ですからそこで入試用の英語と言いましょうか、それと今度コミュニケーションとのギャップ的なところがあるかわからない、その段階でひよっとしたら「英語こんなにしないといけないなら嫌になった。」とかですね、そういうことが出ないようにやはり小学校でも配慮していかないと、もう中学校1年入った段階で英語嫌いだという意識で入ってくるとちょっと厳しいなという感じです。ましてや書くことがかなりのポイントが下がっていたので、ですから、書くことと喋ることとやはり並行

してバランスよくして行かないとですねいけないかなあという感じを持ちました。

堤 委員：同じ点ですけど、だいたい稲佐先生がお話しされたような感想を持っているのですが、元々日本の英語教育が文法だとかそっちに偏り過ぎてて、コミュニケーションの部分が低かったということで小学校から英語が導入されてコミュニケーションを中心に導入されたという経緯があると思います。ただ、そこから今度中学校に入ってきて、いざ理論的なことをやろうとした時のギャップっていうのはやはりあるんじゃないかと思います。そこのギャップをどういう風に捉えるか、授業参観の時、出来るだけ英語の授業を楽しませようという工夫は、色々されてると思いますが、こういう書くということは、センター試験とかでも今まで、リーディングとリスニングだけだったところに今度ライティングとか色々入ってきて、大学入試自体も変わってきているので、全国との差がこれだけ、県自体が多分そうなんだと思いますけど、全国との差がこれだけ出ると少し考えていけないといけないなと思ったところです。

(委員全員承諾)

(3) 問題行動・不登校等月別報告（7・8月分）について

梅木指導主事：資料に沿って説明

8月末時点における不登校の状況で、小学校においては30日以上
の欠席が1名、30日に近づいている児童が1名。中学校では、30
日以上欠席者が11名、7、8月期の完全不登校に近いお子さん
が5名、前月からの改善者が7名。夏休み明けの登校についても
各学校で意識的に働きかけを行っており、3日連続お休みしてい
るお子さんについては、必ず家庭訪問していただき顔を見ていた
くようにお願いしてる。「9月に入って、教育支援室への通室生が
中学校で2名、中学校3年生が増え現在6名が通室している。」次
の資料は、いじめに関する報告で7月以降では、覚知報告が小学
校で2件、中学校で1件、その内1件ずつが認知、小学校1件、中
学校1件。

堤 委員：一つは不登校の件ですけど、この間白石中学校の方で修学旅行があ
って全員参加したという話を聞いてます。何人か不登校傾向のお子
さんがいらっしゃるかと思いますが、不登校のお子さんたちが学
校に来るきっかけとして、そういう行事だったりとかがあるとは思
います。ただ、それが来た時に例えば生徒間だったりとか、先生は
言わないと思いますが、生徒間とか保護さんたちとか、「こういう時

ばっかり来てから。」とか、そういうことがあったりとかするとまたそこできっかけを失ったりすることが多分あると思いますので、その辺はやはり他の生徒さん達にも保護者さんにも理解を進めていかないと子どもたちは子どもたちで、何かきっかけを見つけて来たいという気持ちはあるという、そうやって行事の時に全員揃ったということは、そういうきっかけを見つけていると思いますので、ちょっとその辺も理解を進めていかないといけないかなと思ったところです。それともう一つはいじめに関してですが、これをざっと見るといくつかの小学校で多いところが出てきてますけど、元々文科省が出しているいじめの定義からすると、とにかくいじめは継続性を問わない単発性のこともいじめとして、覚知する、認知するというのが、元々の文科省の定義だと思いますので、おそらくそれに準じて出せばこれくらいの数字になるのではないかと思います。多く出ている学校が多いということではなくて、少しここは、町内の校長先生たちの間に少しその辺の認識の差が少しあるのかなと思いますので、その辺はちょっともう1回認識を統一させていただければなと思います。このいっぱい出ているところの先生達はしっかりその辺認識されて多分やっているのだと思いますので、よろしくお願ひします。

梅木指導主事：ありがとうございます。件数についてはやはり、いじめの定義というものの理解が広がって来ていますし、アンケート結果等についても即座に対応して、これはやはりいじめであろうというところからスタートしていただいているのかなあと思っています。やはり、そのような取り組みが大きないじめに繋がらない一歩かなあと思いますので、引き続き小さな芽に気付いて、覚知、認知をしていただく取り組みを促していきたいという風に考えております。

稲佐委員：今のに関連ですけど、先程の教育長さんの話からいじめについては、数年保管しておく資料はですね、数年経ってから訴訟問題等が起こったりすることがあるからですね。例えば、覚知、認知等々ここら辺、どこら辺まで保管されますか。いじめそのものの事象が起こったものだけを保管する。要するに認知だけは保管するということですか。

梅木指導主事：そうですね。またこれから各学校の方にも下ろしていかなければいけないです。アンケート結果とかは各学校の方にありますので、報告書の方はうちの方が預かっておりますが。

稲佐委員：めったにないと思いますが、ただひょっとしてということもありま

すから。

下田委員：資料の中で、アンケートの誤記入と書いてあるところの誤記入って何なのか、誤記入がこの報告に上がった経緯って何なのかなあというのをお尋ねしたいのですが。

梅木指導主事：まず、アンケートがあがってきた段階で、学校側はこれを覚知ということで捉えて上げております。実際にお話を伺っていくと、「子供との聞き取り間違いでした。」とか、「認識間違いでした。」ということを保護者さんから連絡があったので、誤記入でしたということで認知はしないということで伺っています。学校側もとにかく上がってきたものというのは全てまず覚知、それから調査を進めていただくということで、今回誤記入という形でしたけど覚知報告ということで上げていただいているところです。

下田委員：はい。わかりました。ありがたい結果です。ありがとうございます。

松尾委員：私も同じ話ですけど、六角小学校から始まって有明南小学校がこれだけ件数が上がったというのはいい傾向だと思いますし、他の学校にも広めていただきたいと思います。それと、不登校の件ですけど新たにというのは。福富が増えているような。

梅木指導主事：新たには基本的にはいません。基本継続のお子さんで、欠席日数が増えているというのはいくつか。

松尾委員：9月、夏休み終わってからの登校状況というのは。

梅木指導主事：3日間の登校状況については、これまで上がっていたお子さんについては、何人か引き続きというお子さんがいます。ここも新たにというところは、1件受けたのですが、登校が出来ているというところで確認しております。

北村教育長：堤委員さんの方から出された件で、まず、いじめの件ですがとにかく定義に照らして、どんな些細なものでもそういう事実があれば出していただきたいということでお願いをしておりますけど、問題はここに出てない学校が果たして大丈夫かというのを常に「ゼロ」本当に「ゼロ」ですかというところを常に校長会でも確認をしております。数が多いとか何とかは問題ではないです。報告が多いからといって全く問題にしてないですけど、私が心配なのは出てないところに本当に子どもたちのトラブルとかいじめの者が本当にあってないのかというようなところを常に注意を喚起しているところです。それから不登校について、例えば大きな学校行事等で登校のきっかけになるケースが多々あります。ただ、その時に先ほどおっしゃいましたように子どもたちが「こういう時だけ来て」といわゆる、楽

をしているのではないか、というような考えが確かにありますけどこれについてはやはり、学校に行けないことがどれほどつらいことなのかというのはわからないのですが、そのことについては、以前に比べて比較にならないほど、個別の理解、そういった事態に陥った時の理解については、細やかな指導をしていただいているという風に思っているところです。

(委員全員承諾)

(4) 白石町教育の明日を考える集会について

宮崎主任指導主事：資料に沿って説明。

今年の「白石の教育の明日を考える集会」は12月1日の日曜日、毎年12月の第一日曜日ということで実施しているが、この日となっている。今回は、教育長からも話があったと思うが、「自己有用感を育てる」社会性、意欲とかそういう非認知能力的なところを育てるためにやはり、親、家庭が大切ではないかということで、その親を育てるためにということで、一つのヒントとなるような話をさせていただける方を人選して、今回、「大石菩等（ぼら）」先生をお招きします。以前は「大石來楽（くら）」と言われていましたけど、本名は大石早苗さんという方です。今年から「大石菩等（ぼら）」に変わられたということです。この方は、シングルマザーで5人の子どもを育て上げられたということで、やはり子どもたちの問題を目の当たりにしていく中で、大切なのは親とか家庭ではないかということで、そういうことで、自分たちで親子かというのを立ち上げられて、その後NPO法人の「日本親育成実践協会」を立ち上げられておられる。佐賀県内各地講演活動をされて、非常にハート重視というか、「親育ちの大切さ」を伝えるスペシャリストとして、非常に高評ということで今回お話をしたところ快く引き受けていただきましたので、今回この教育委員会の場において報告させていただきます。

北村教育長：先ほどの追加説明ですけど、「親を育てる」という表現で育てるのではなくて、意識を向けてもらいたいという思いです。ご承知のように子どもたちがこの先、社会の中をたくましく生きて行ってもらいたい。その生きる力は2つです。いつも言ってますけど、一つは学校等でやっている認知力です。教科の力とか表現力、思考力とか、もう一つ大事なのは非認知力、これは幼稚園教育の中心になっていきますけど、明るさとか、思いやりとか、人と協力するとか、こういったことですけど、これが本当は中心にならないといけません。

ところが、これはなかなか「思いやり」というのを狙って教育できるものではない訳で、「優しさ」というのも狙って教育できるわけではなくて、やはり小さい頃からの積み重ねです。そういう意味で、「教育という川の流れの最初の一滴は、家庭である。」という言葉がありますが、やはり難しい子ではなくて、子どもをどういう風に生すかということをし意識を持っていただきたいというようなことで、こういう会を持てればと思ったところです。教育基本法の第10条に「子育ての第一義的責任は親にある」というのが、もう10年以上前に盛り込まれましたけど、こういうものがいかに意識されているのかというようなことです。やはり、基本的な生活習慣にしても友達と協力することにしても、なかなか就学してから学校でというのは、もちろん頑張ってもらっていますが、非常に厳しいところがあって、現に非常に力量の優れたベテランの先生が1年生の指導で、ものすごく苦勞されているという事態が色々ところで発生しています。やはり、依存ではなくて、やはり自分たちで日頃から出来ることについては、ちょっと意識していただいて、先ほど言いました「あいさつ」でも「お手伝い」でも難しいことではなくて、ちょっと意識してもらえればなということ、こういう会を持てたらという思いを持っているところです。

(委員全員承諾)

(5) 要綱及び規程の廃止について

川畑係長：資料に沿って説明。

これは報告となります。「白石町教育委員会コミュニティ・スクール推進委員会設置要綱」については、導入時に推進のため設置したもので、現在、町内全小中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを導入しており、必要なくなったため廃止。「白石町小中学校学校評議員運営規程」は、先程のコミュニティ・スクールに関連してくるが、前段として平成16年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、「学校に学校運営協議会を置くことができる」とされた。また、平成29年の改正においては、学校運営協議会の設置について努力義務が課せられた。これまでは、学校評議員制度として校長の求めに応じ学校運営に対し意見を述べるができることとされてきたが、学校に対し何ら拘束力や制約を持つ権限を有するものではなかった。今回廃止する規程は、学校評議員制度に関する規程であり、白石町は既に平成28年度において全小中

学校において、学校運営協議会を設置しているため必要がなくなったため廃止としている。

(委員全員承諾)

(6) 町民体育大会について

渡部課長補佐：既にご存知のことと思いますが、教育委員の皆さんには9月12日にこちらの方から、中止について電話連絡させていただきました。8月の大雨による被害が思った以上に広がっているということがありまして、直近の公民館対抗ソフトボール大会は中止ということにさせていただきましたが、その後10月13日開催予定の「運動会はやるのか」という問い合わせがいくつかあったため自治公民館長さんにアンケートを取らせていただいた。その結果を踏まえて大会会長である田島町長の決断で今年の運動会は中止とすることが決まりまして、12日にそれぞれ各地域の実行委員長さん、あとは副会長である教育委員皆さん方に連絡をしたところであります。ソフトボール大会も運動会も2年続けて中止となったのは、おそらく初めてのことでないかと思っております。来年は天候次第ですが、出来るだろうと考えております。

北村教育長：参考までにアンケート結果はいかがでしたか。

渡部課長補佐：町内自治公民館109館ありまして、全て100%回収ではなかったのですが、質問項目は、「こういう時だからこそした方がよい。」いや「出来ないだろう。」と「わからない。」、「近隣の市町の状況を勘案してどうか。」という選択肢をお示しして、全町平均で約7割近い回答が、「中止にした方がよい。」というアンケート結果が出ました。それを踏まえて最終的に町長が中止という判断をしました。

(委員全員承諾)

(7) 10月行事予定

川畑係長：資料に沿って説明。

(委員全員承諾)

吉岡課長：10月は委員の皆さん出いただくこと多いのですが、重ねてですが、10月期の教育委員会の日程ですが、事務局案として28日、それから次案として25日、21日とどうでしょうか。

令和元年10月28日、月曜日9時30分で決定。

(休憩後 11 : 05 分に秘密会議の分の再開宣言)

吉岡課長：それでは、先程秘密会にするということでしたので、議事の方に戻らせていただきます。進行は教育長お願いします。

付議第 29 号

準要保護の認定について

北村教育長：それでは、付議の第 29 号秘密会議ということで、傍聴の方にも退席してもらいましたが、準要保護の認定についてということをお願いしたいと思います。それでは説明をお願いします。

大川内主任：資料に沿って詳細説明。(2 件)

厳正なる審査の結果 2 件認定。

委員全員承認 (付議第 29 号)

吉岡課長：それでは、議事の方はこれで終わります、その他の事項に追加がございますので、今から学校統合再編の件の説明をさせていただきます。

(8) 学校統合再編について

石隈主任：1 点お伝えさせていただきます。現在、学校統合再編審議会では、中学校 3 校を 1 校にということで審議がされているところです。今週 30 日、来週月曜日ですけど第 6 回の審議会で、中学校分は答申案を作成するという形でまとめたいと考えております。これがまとまりましたら次は小学校の話に入る訳ですが、その時に小学校の方も中学校と同様に統合再編に係る素案を教育委員会の考え方として提示をする予定です。前回の教育委員会の時には、この小学校分の素案を出すのが第 7 回、10 月開催の時ということで予定をしておりましたが、ひと月早く今月、第 6 回で出すことになるかもしれないという事の報告になります。よろしくをお願いします。

吉岡課長：内容は、皆さんご存知のことですけど、土台として、たたき台として素案という形で出したいと思います。よろしいでしょうか。

(委員全員承諾)

吉岡課長：もう 1 件スポーツ宣言の件で、生涯学習課からです。

川崎課長：4 月の定例教育委員会のおり、白石町スポーツ健康増進の町宣言に

ついて説明いたしまして9月議会でもって上程しということで説明してきたと思いますけど、そのことで進めておりました。議会とも相談いたしまして、議員発議という形で進めていくということでしておりましたけど、8月末の豪雨もございまして町民体育大会も中止になったということで、この宣言については12月議会以降に持ち越しという形になりましたので、この場をお借りして報告します。
(委員全員承諾)

吉岡課長：よろしいでしょうか。以上を持ちまして用意しておりました議案、連絡事項等終了しましたが委員の皆様方から何かありますでしょうか。

7 閉 会 11:32
吉岡課長